

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年3月16日提出
【発行者名】	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 （2021年4月1日付で、商号を「フランクリン・templton・ジャパン株式会社」に変更する予定です。）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	templton・グローバル株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

- テンプルトン・グローバル株式ファンド（以下「ファンド」といいます。）
・愛称として「株の祭典」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2021年4月1日から2021年8月27日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
 投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

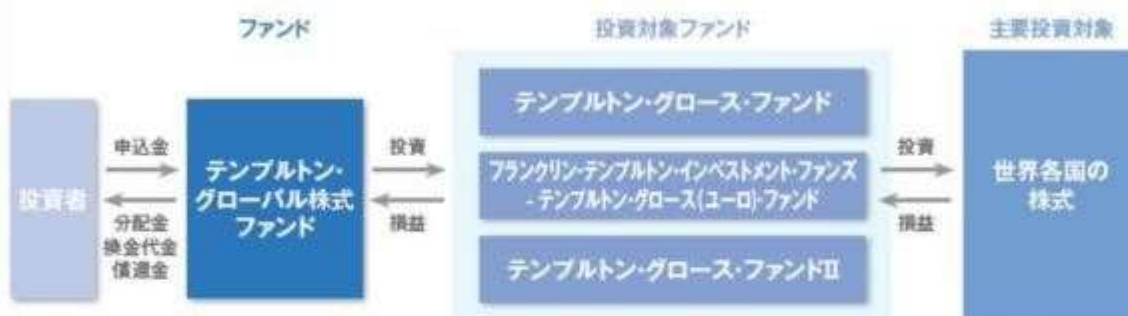


当ファンドは、テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド(TGAL)が運用する3つの外貨建て投資信託証券(投資対象ファンド)を通じて、主として世界各国の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

②TGALは、フランクリン・テンブルトン・グループの主要な運用会社の1つであり、米国でグローバル株式の運用会社として草分け的な存在であるテンブルトンの投資理念を受け継いでいます。

③テンブルトン ブランドの代表ファンドである「テンブルトン・グロース・ファンド」は1954年に設定されました。

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※3つの投資対象ファンドの組入れは、投資対象ファンドの資金動向や資産状況等を勘案して行います。

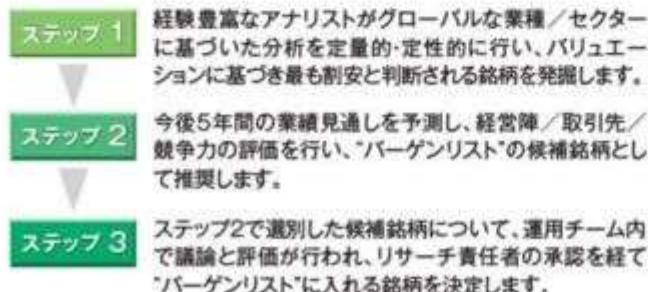


投資対象ファンドは、あらかじめ特定の業種、国、地域等への投資配分を定めず、ボトム・アップ アプローチによって世界各国の株式に投資します。組入銘柄は、テンブルトンの投資理念に基づく評価で投資価値が大きいと判断した組入候補銘柄群(“バーゲンリスト”)の中から選定されます。

②投資対象ファンドが組み入れる株式は、新興国市場の株式を含みます。

③投資対象ファンドは、市場の状況によっては、世界各国の債券等を組み入れることがあります。

●“バーゲンリスト”の作成プロセス



当ファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないこととします。

■ファンドの分配方針

毎決算時（毎年11月28日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
 - ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

直接投資	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（注）上記は、ファンドにおける主な投資制限であり、投資対象ファンドのものではありません。投資対象ファンドの主な投資制限については、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

<ご参考>

下図は、当ファンドの投資対象ファンドである「テンプレート・グロース・ファンド」、「フランクリン・テンプレート・インベストメント・ファンズ・テンプレート・グロース（ユーロ）・ファンド」、「テンプレート・グロース・ファンドⅡ」の運用プロセスを示したものです。



上記の図は説明のみを目的に作成されたものです。

投資対象ファンドはテンプレート・グローバル株式グループが運用を担当します。

1. 売買回転率は、2020年9月末現在における、過去5年間のテンプレート・グローバル株式グループ全体の実績に基づいており、投資対象ファンドの過去の売買回転率を示すものではありません。回転率は同グループの長期的アプローチに基づきポートフォリオを運用する結果発生するものですが、実際の回転率は各ポートフォリオの投資ガイドラインや、市場動向、経済情勢等、様々な要因により変化することがあります。

上記は投資手法の概略であり、個別戦略における銘柄選択の手法と異なる場合があります。

④ 信託金限度額

- ・ 5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2007年 2月23日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

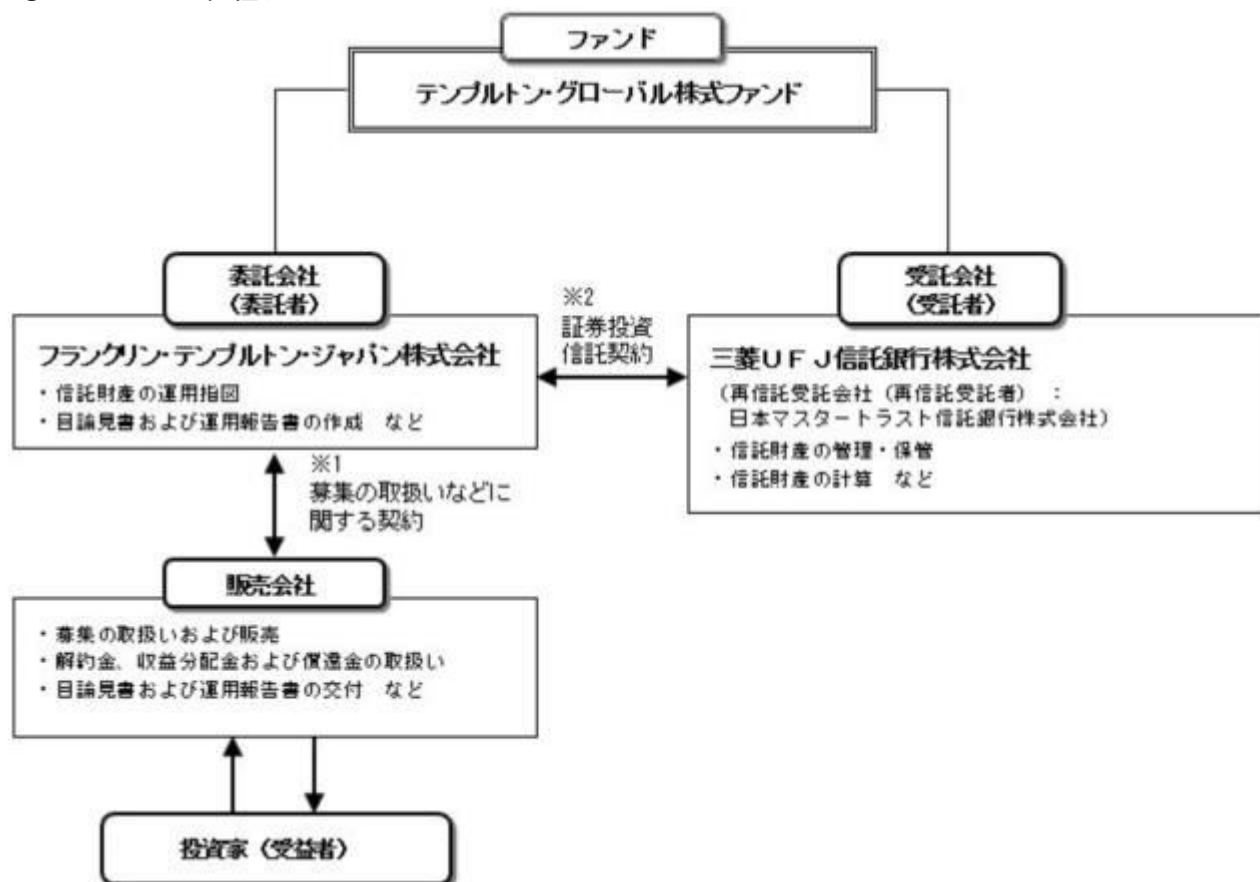
2021年 4月 1日

- ・ ファンドの委託会社としての業務をフランクリン・テンプレート・インベスツメント株式会社から

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（商号を「フランクリン・templton・ジャパン株式会社」に変更予定。）へ承継（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

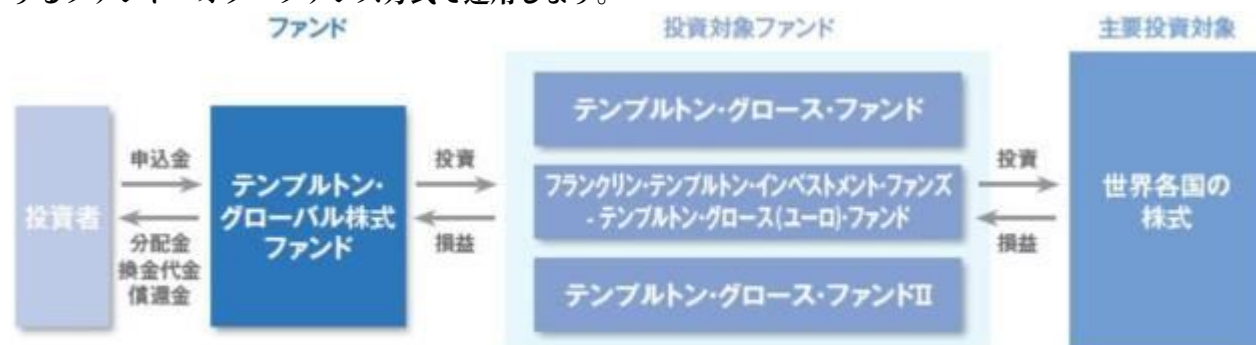


※１ 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※２ 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》

ファンドは、「テンプルトン・グロース・ファンド」、「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グロース(ユーロ)・ファンド」、「テンプルトン・グロース・ファンドⅡ」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※３つの投資対象ファンドの組入れは、投資対象ファンドの資金動向や資産状況等を勘案して行います。

② 委託会社の概況（2021年4月1日現在(予定)）

１）資本金

1,000百万円

2) 沿革

1998年4月28日	ソロモン投信委託株式会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録
2021年4月1日	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に社名変更（予定）

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国038987 サンテックタワーワン 38-03 テマセック大通り7	78,270株	100%

4) フランクリン・テンプルトン（委託会社が属するグループ）の概要

フランクリン・テンプルトンは、米国において70年以上の歴史を持ち、世界30ヵ国以上に拠点を有する独立系資産運用グループです。

「フランクリン」や「テンプルトン」等のブランドで広く親しまれており、多様な運用商品やサービスをグローバルに提供しています。

グループの運用総資産は、2020年11月末日現在、1兆4,667億米ドル（約152.9兆円[※]）です。

※2020年11月末日現在WMロイター（1ドル=104.275円）で換算

持株会社フランクリン・リソーシズ・インクはニューヨーク証券取引所に上場しています。1998年に資産運用会社として初めてS & P500指数に採用されました。

※フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第417号）はフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主として、下記の投資信託証券に投資を行います。

- ・テンプルトン・グロース・ファンド（米国籍投資法人）
- ・フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド（ルクセンブルク籍投資法人）
- ・テンプルトン・グロース・ファンドⅡ（ケイマン籍投資法人）

※3つの投資対象ファンドの組入れは、投資対象ファンドの資金動向や資産状況等を勘案して行います。

- ② 投資信託証券への投資は、原則として、高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<投資対象ファンドの選定方針>

下記1. および2. の条件をすべて満たすファンドを投資対象ファンドとして選定します。

1. 特定の業種、国、地域等への投資配分を定めず、ボトム・アップ アプローチによって世界各国（新興国を含む。）の株式に投資するものであること。

2. ファンドの株式の銘柄選択にあたっては、長期的な視点から企業価値に着目して投資する株式を絞り込み、その選定は、長期的な企業の収益、資産、キャッシュフローの潜在性などをもとにした評価による企業価値と株価を比較して行うものであること。

（２）【投資対象】

主として、世界各国の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 金銭債権（イ）およびハ）に掲げるものを除きます。）

ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの

- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券等を除きます。）

- 4) 外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- 5) 外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

- 6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、）

なお、3)の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。4)の証券および5)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金

- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、上記②の6)に掲げるものを除きます。）

- 3) コール・ローン

- 4) 手形割引市場において売買される手形

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③1)～4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

ファンド名	テンプレート・グロース・ファンド
英文名	Templeton Growth Fund, Inc.
設定形態	米国籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て ^{※1}
投資目的	長期的な元本の成長を図ることを投資目的とします。

主な投資戦略	主に世界各国（新興国を含みます。）の株式（普通株式、優先株式、転換証券など）に投資を行います。また、預託証書にも投資を行います。 市場動向によって、世界各国の公社債（長期債、中期債、短期債など）に投資することがあります。 上記のほか、組入有価証券の貸付および派生商品への投資等を行うことがあります。 株式の銘柄選択にあたっては、長期的な視点から企業価値に着目したボトム・アップ アプローチによって投資する株式を絞り込みます。その選定は、長期的な企業の収益、資産、キャッシュフローの潜在性などをもとにした評価による企業価値と株価を比較して行います。また、企業評価を行う際には、株価収益率、株価キャッシュフロー倍率、利益率、清算価値なども考慮します。 ＊資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。	
主な投資制限	—	
関係法人	運用会社	テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (TGAL)
	管理事務代行会社	フランクリン・テンプルトン・サービシズ・エルエルシー（業務委託先：J Pモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー）
	名義書換事務代行会社	フランクリン・テンプルトン・インベスター・サービシズ・エルエルシー
	保管銀行	J Pモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー
設定日	1954年11月29日 ^{※2}	
決算日	8月31日	
申込手数料	かかりません。 ^{※3}	
管理報酬 ^{※4}	年0.78%以内 ^{※3}	

※1 当ファンドは、テンプルトン・グロース・ファンドのAdvisor Classに投資します。

テンプルトン・グロース・ファンドは、各シェアクラス（ファンドには、申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

※2 当ファンドが投資を行うAdvisor Classは、1997年2月1日に導入されました。

※3 当ファンドが投資を行うAdvisor Classのものです。

※4 この他に名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

ファンド名	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド
英文名	Franklin Templeton Investment Funds - Templeton Growth (Euro) Fund
設定形態	ルクセンブルク籍投資法人／オープンエンド型／ユーロ建て ^{※1}
投資目的	元本の成長を図ることを投資目的とします。

主な投資戦略	主に世界各国（新興国を含みます。）の株式（普通株式、優先株式）に投資を行います。また、米国、欧州およびグローバルの預託証書にも投資を行います。市場動向によって、純資産総額の25%を限度として世界各国の公社債（長期債、中期債、短期債など）に投資することがあります。株式銘柄選択にあたっては、長期的な視点から企業価値に着目して投資する株式を絞り込みます。その選定は、長期的な企業の収益、資産、キャッシュフローの潜在性などをもとにした評価による企業価値と株価を比較して行います。	
主な投資制限	同一発行体の証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。デリバティブ取引のエクスポージャーはファンドの純資産総額以内とします。	
関係法人	運用会社	テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (TGAL)
	管理会社	フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービス・エス・エー・アール・エル（業務委託先：J Pモルガン・バンク・ルクセンブルク・エヌ・エー）
	保管銀行	J Pモルガン・バンク・ルクセンブルク・エス・エー
設定日	2000年8月9日 ^{※2}	
決算日	6月30日	
申込手数料	かかりません。 ^{※3}	
運用報酬 ^{※4}	年0.70% ^{※3}	
管理会社報酬 ^{※4}	年0.20%	
保管銀行報酬 ^{※4}	年0.01%～年0.14%	

※1 当ファンドは、テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンドのClass I (Ydis) USD（米ドル建て）に投資します。

テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンドは、各シェアクラス（ファンドには、申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

※2 当ファンドが投資を行うClass I (Ydis) USDは、2005年12月29日に導入されました。

※3 当ファンドが投資を行うClass I (Ydis) USDのものです。

※4 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

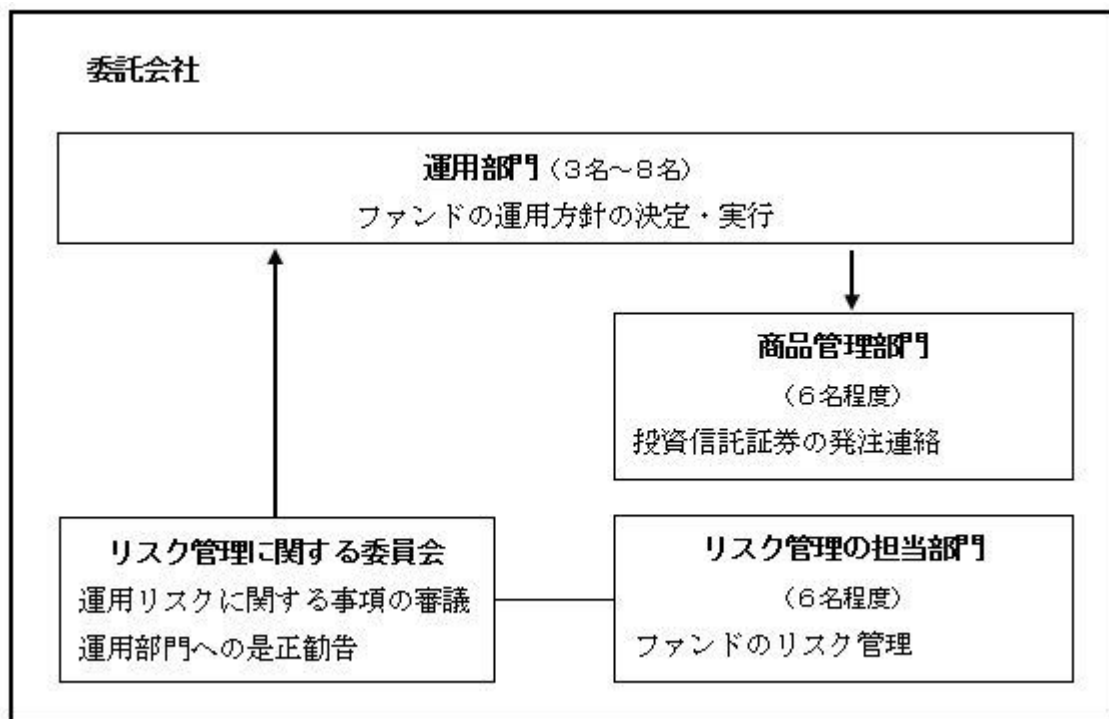
ファンド名	テンプルトン・グロース・ファンドⅡ
英文名	Templeton Growth Fund II Limited
設定形態	ケイマン籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て
投資目的	長期的な元本の成長を図ることを投資目的とします。

主な投資戦略	主に世界各国（新興国を含みます。）の株式（普通株式、優先株式、転換証券など）に投資を行います。また、預託証書にも投資を行います。 上述の主要投資に加えて、市場動向によって、純資産総額の25%を限度として世界各国の公社債（長期債、中期債、短期債など）に投資することがあります。 上記のほか、組入有価証券の貸付および派生商品への投資等を行うことがあります。 株式の銘柄選択にあたっては、長期的な視点から企業価値に着目したボトム・アップ アプローチによって投資する株式を絞り込みます。その選定は、長期的な企業の収益、資産、キャッシュフローの潜在性などをもとにした評価による企業価値と株価を比較して行います。また、企業評価を行う際には、株価収益率、株価キャッシュフロー倍率、利益率、清算価値なども考慮します。 ＊資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。	
主な投資制限	同一銘柄の株式への投資は、発行株式の50%を超えないものとします。 信用取引は行いません。	
関係法人	運用会社	テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（TGAL）
	管理事務代行会社	フランクリン・テンプレトン・サービシーズ・エルエルシー（業務委託先：J Pモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー）
	名義書換事務代行会社	フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド
	保管銀行	J Pモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー
設定日	2006年11月27日	
決算日	8月31日	
申込手数料	かかりません。	
運用報酬 [※]	年0.63%以内	

※ この他に管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

（３）【運用体制】

■ファンドの運用体制



■内部管理体制および意思決定を監督する組織等

- ①委託会社では、組織規程においてファンドの運用に関係する部署、権限を規定しております。また実際の売買執行等について社内規程・方針を設けているほか、各部署において業務規定を策定しております。
- ②運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

※上記体制は2021年4月1日現在（予定）のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- １）投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- ２）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ３）同一銘柄の投資信託証券の投資割合は、原則として、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の50%を超えることとなる投資を指図しません。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券であることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、投資信託財産の純資産総額の50%を超える取得ができるものとします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ４）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ５）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ６）外国為替予約の指図
委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ７）資金の借入れ
 - イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

３【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドは、外国投資証券への投資を通じて、主として世界各国の株式に投資を行うため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

<主な変動要因>

① 価格変動リスク

○有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて世界各国の株式などの値動きのある有価証券等に投資します。したがって、当ファンドの基準価額は、当ファンドおよび投資対象ファンドが組入れたこれら有価証券等の市場価格の変動による影響を受けます。

○為替変動リスク

外貨建資産への投資を行う場合には、為替相場の変動による影響を受けます。

当ファンドが投資を行う投資対象ファンドは米ドル建てです。当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けます。

また、投資対象ファンドは、世界各国の有価証券等に投資しますので、投資対象ファンドの基準価額は、為替相場の変動の影響を受けます。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、不測の損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

③ 信用リスク

当ファンドおよび投資対象ファンドが保有する有価証券等の発行体および有価証券等の取引の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

④ カントリーリスク

世界各国の金融・証券市場への投資は、それらの国・地域の政治、経済および社会情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな制限や規制が設けられた等の場合には、運用上の制約を受ける可能性があります。このような場合に、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。また、新興国の金融・証券市場への投資には、政治・経済構造が先進国と比べ不安定であるため、投資環境の急変により市場が混乱した場合や取引に対して新たな制限や規制が設けられた場合、運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。このような場合に、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

① 追加設定・一部解約による資金流入に伴う影響

ファンドの追加設定および一部解約による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。

② 信託の途中終了

後記「第2 管理及び運営／3 資産管理等の概要／（5）その他／① 信託の終了（繰上償還）」による信託契約の解約により、ファンドが信託期間の途中で終了することがあります。

③ 法令・税制・会計方法等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後、変更される可能性があります。

④ クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。

また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス、運用ガイドライン等の遵守状況、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

※上記体制は2021年4月1日現在（予定）のものであり、今後変更となる場合があります。

《参考情報》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、2015年12月～2020年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- (注) 2015年12月～2020年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- (注) 決算日に対応した数値とは異なります。
- (注) 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

《各資産クラスの指数》

- 日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI国債
- 先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

<代表的な資産クラスの指数の著作権等について>

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。

- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、購入に関する事務手続き等のコストの対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.265%（税抜1.15%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

１）ファンドにかかる信託報酬

信託報酬の配分（税抜）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.15%	年0.26%	年0.85%	年0.04%

役務の内容	
委託会社	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等

２）投資対象ファンドにかかる運用・管理報酬等

投資信託証券の純資産額に運用・管理報酬等の料率（年0.63%～年1.04%程度）を乗じて得た額とします。

運用・管理報酬等の料率は投資信託証券により異なります。

※詳しくは、「第１ ファンドの状況／２ 投資方針／（２）投資対象／◆投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要」をご覧ください。

３）実質的な負担

当ファンドの信託報酬と投資信託証券の運用・管理報酬等を合計した、受益者が実質的に負担する料率は、年1.895～年2.305%程度（税込）です。

※実際の負担率は、投資信託証券の組入比率などにより変動します。

一部の投資信託証券における管理事務代行報酬、保管銀行報酬等は含まれておりません。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ② 投資信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とします。投資信託財産にかかる監査費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。
- ③ 有価証券の保管に要する費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ④ ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引に係る手数料[※]は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
※当ファンドの投資対象ファンドへの投資には、申込手数料はかかりません。
- ⑤ ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

※これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ファンドの費用の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

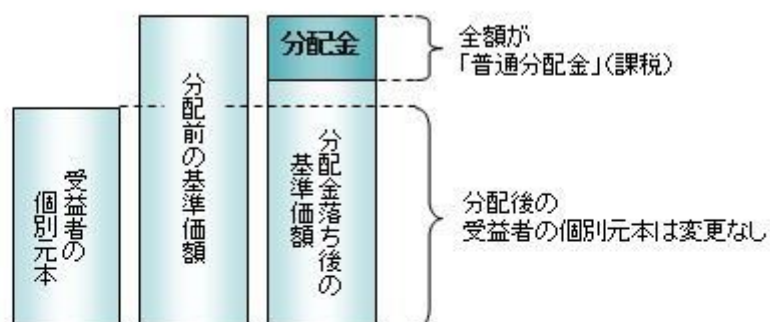
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

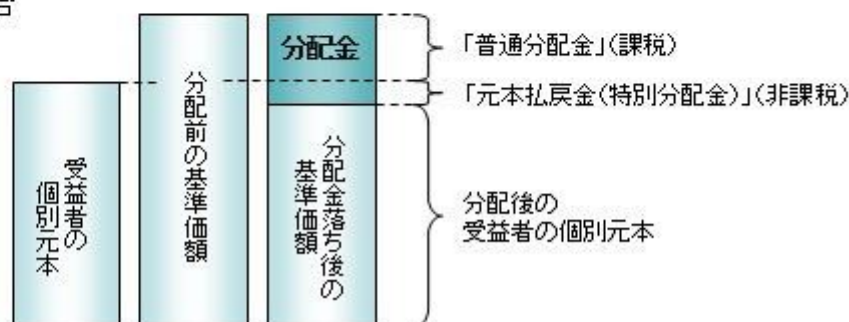
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2020年11月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【テンプレートン・グローバル株式ファンド】

以下の運用状況は2020年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	76,980,602	12.78
	ルクセンブルク	78,065,450	12.96
	ケイマン	440,062,900	73.05
	小計	595,108,952	98.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	7,286,535	1.21
合計(純資産総額)		602,395,487	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資証券	テンブルトン・グロース・ファンド II	359,580.159	1,185.38	426,240,890	1,223.82	440,062,900	73.05
ルクセン ブルク	投資証券	フランクリン・テンブルトン・イン ベストメント・ファンズ - テンブル トン・グロース（ユーロ）・ファン ド I (Ydis) USD	39,424.14	1,924.94	75,889,367	1,980.14	78,065,450	12.96
アメリカ	投資証券	テンブルトン・グロース・ファンド Advisor Class	31,938.872	2,416.29	77,173,601	2,410.24	76,980,602	12.78

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	98.79
合計	98.79

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第5計算期間末（2011年11月28日）	1,833	1,833	0.4243	0.4243
第6計算期間末（2012年11月28日）	1,910	1,910	0.5497	0.5497
第7計算期間末（2013年11月28日）	2,627	2,627	0.9088	0.9088
第8計算期間末（2014年11月28日）	2,384	2,384	1.0559	1.0559
第9計算期間末（2015年11月30日）	1,543	1,543	1.0195	1.0195
第10計算期間末（2016年11月28日）	1,248	1,248	0.9381	0.9381
第11計算期間末（2017年11月28日）	896	910	1.0647	1.0817
第12計算期間末（2018年11月28日）	729	742	1.0198	1.0388
第13計算期間末（2019年11月28日）	702	702	1.0014	1.0014
第14計算期間末（2020年11月30日）	602	602	0.9815	0.9815
2019年11月末日	703	—	1.0029	—
12月末日	698	—	1.0278	—
2020年 1月末日	659	—	0.9887	—
2月末日	612	—	0.9320	—
3月末日	523	—	0.8020	—
4月末日	553	—	0.8487	—
5月末日	565	—	0.8666	—
6月末日	569	—	0.8717	—
7月末日	574	—	0.8836	—
8月末日	601	—	0.9262	—
9月末日	583	—	0.8992	—
10月末日	538	—	0.8719	—
11月末日	602	—	0.9815	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第5期	2010年11月30日～2011年11月28日	0.0000
第6期	2011年11月29日～2012年11月28日	0.0000
第7期	2012年11月29日～2013年11月28日	0.0000
第8期	2013年11月29日～2014年11月28日	0.0000
第9期	2014年11月29日～2015年11月30日	0.0000
第10期	2015年12月 1日～2016年11月28日	0.0000
第11期	2016年11月29日～2017年11月28日	0.0170
第12期	2017年11月29日～2018年11月28日	0.0190
第13期	2018年11月29日～2019年11月28日	0.0000
第14期	2019年11月29日～2020年11月30日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第5期	2010年11月30日～2011年11月28日	△16.57
第6期	2011年11月29日～2012年11月28日	29.55
第7期	2012年11月29日～2013年11月28日	65.33
第8期	2013年11月29日～2014年11月28日	16.19
第9期	2014年11月29日～2015年11月30日	△3.45
第10期	2015年12月 1日～2016年11月28日	△7.98
第11期	2016年11月29日～2017年11月28日	15.31
第12期	2017年11月29日～2018年11月28日	△2.43
第13期	2018年11月29日～2019年11月28日	△1.80
第14期	2019年11月29日～2020年11月30日	△1.99

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

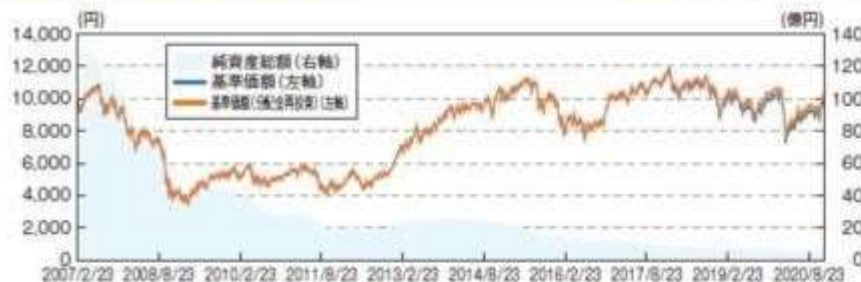
期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第5期	2010年11月30日～2011年11月28日	12,698,488	1,057,267,626
第6期	2011年11月29日～2012年11月28日	6,634,791	852,599,785
第7期	2012年11月29日～2013年11月28日	53,668,045	638,953,165
第8期	2013年11月29日～2014年11月28日	73,401,335	706,180,086
第9期	2014年11月29日～2015年11月30日	101,685,027	845,678,462
第10期	2015年12月 1日～2016年11月28日	76,634,295	259,781,360
第11期	2016年11月29日～2017年11月28日	40,388,305	529,124,485
第12期	2017年11月29日～2018年11月28日	39,799,061	166,789,000
第13期	2018年11月29日～2019年11月28日	28,032,728	41,594,060
第14期	2019年11月29日～2020年11月30日	15,251,075	103,108,462

《参考情報》

運用実績

(2020年11月30日現在)

基準価額・純資産の推移



分配の推移

2016年11月	0円
2017年11月	170円
2018年11月	190円
2019年11月	0円
2020年11月	0円
設定累計	360円

※分配金は1万口当たり、税引前
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

ポートフォリオの状況

投資対象ファンド	98.8%
テンブルトン・グロス・ファンド	12.8%
テンブルトン・グロス（ユーロ）・ファンド	13.0%
テンブルトン・グロス・ファンドⅡ	73.1%
コール・ローン等	1.2%
計	100.0%

※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。

※コール・ローン等＝純資産総額（100%）－投資対象ファンド

投資対象ファンドの株式組入上位10銘柄
（投資対象ファンドにおける純資産比）

(2020年11月末日現在（現地）)

<テンブルトン・グロス・ファンド>

順位	銘柄名	比率
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	3.6%
2	ROCHE HOLDING AG	2.9%
3	SANOFI	2.7%
4	VERIZON COMMUNICATIONS INC	2.4%
5	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	2.3%
6	DOLLAR TREE INC	2.2%
7	COMCAST CORP	2.2%
8	WALT DISNEY CO/THE	2.0%
9	SYSCO CORP	2.0%
10	E.ON SE	1.9%

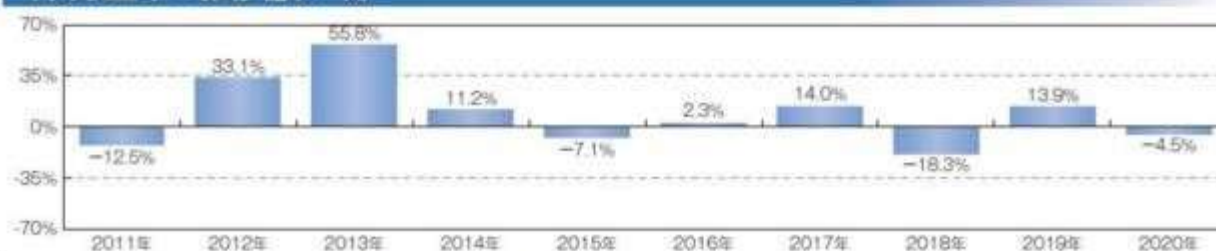
<テンブルトン・グロス（ユーロ）・ファンド>

順位	銘柄名	比率
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	3.2%
2	SANOFI	2.7%
3	ROCHE HOLDING AG	2.6%
4	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	2.4%
5	VERIZON COMMUNICATIONS INC	2.3%
6	COMCAST CORP	2.1%
7	DOLLAR TREE INC	2.1%
8	WALT DISNEY CO/THE	2.1%
9	SYSCO CORP	2.1%
10	E.ON SE	1.8%

<テンブルトン・グロス・ファンドⅡ>

順位	銘柄名	比率
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	3.3%
2	ROCHE HOLDING AG	2.9%
3	SANOFI	2.8%
4	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	2.5%
5	VERIZON COMMUNICATIONS INC	2.4%
6	WALT DISNEY CO/THE	2.2%
7	DOLLAR TREE INC	2.2%
8	SYSCO CORP	2.1%
9	COMCAST CORP	2.1%
10	E.ON SE	1.8%

年間収益率の推移（暦年ベース）



ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

（６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（７）申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、証券取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

（４）解約制限

ありません。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

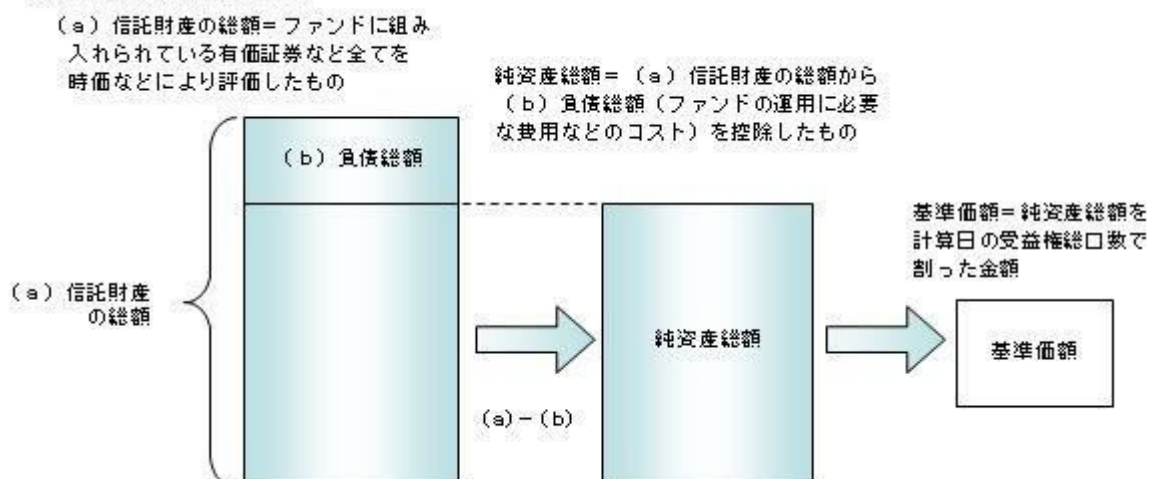
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2007年2月23日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年11月29日から翌年11月28日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（5）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

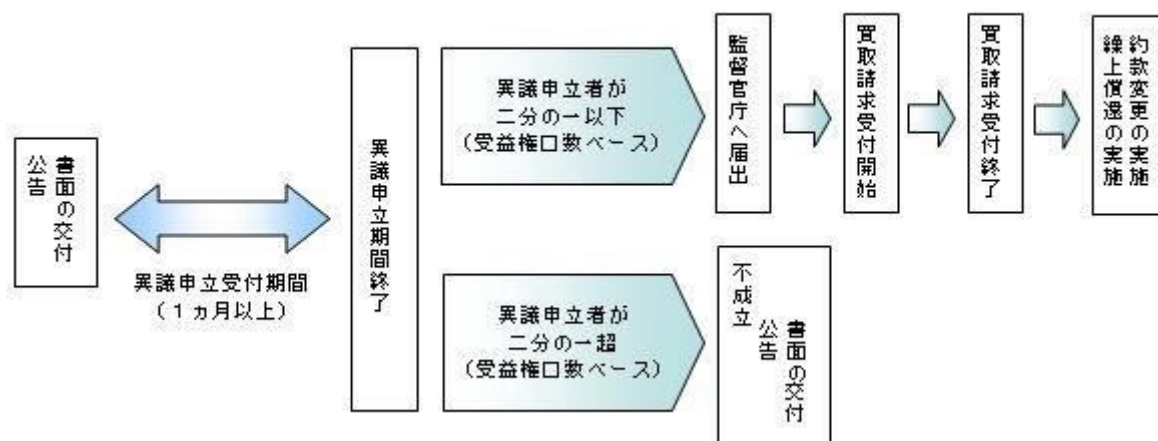
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.franklintempleton.co.jp>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（2019年11月29日から2020年11月30日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【テンプレートン・グローバル株式ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第13期 (2019年11月28日現在)	第14期 (2020年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	707,329	634,364
コール・ローン	13,546,772	11,498,268
投資証券	692,768,052	595,108,952
流動資産合計	707,022,153	607,241,584
資産合計	707,022,153	607,241,584
負債の部		
流動負債		
未払解約金	200,783	1,083,625
未払受託者報酬	145,202	130,076
未払委託者報酬	4,029,486	3,609,698
未払利息	35	29
その他未払費用	25,638	22,669
流動負債合計	4,401,144	4,846,097
負債合計	4,401,144	4,846,097
純資産の部		
元本等		
元本	701,628,364	613,770,977
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	992,645	△11,375,490
（分配準備積立金）	60,450,087	53,890,406
元本等合計	702,621,009	602,395,487
純資産合計	702,621,009	602,395,487
負債純資産合計	707,022,153	607,241,584

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期 自 2018年11月29日 至 2019年11月28日	第14期 自 2019年11月29日 至 2020年11月30日
営業収益		
受取配当金	19,768,214	10,266,838
有価証券売買等損益	2,714,031	13,157,189
為替差損益	△27,647,214	△31,489,742
営業収益合計	△5,164,969	△8,065,715
営業費用		
支払利息	8,509	8,034
受託者報酬	295,311	263,981
委託者報酬	8,194,977	7,325,421
その他費用	95,461	85,423
営業費用合計	8,594,258	7,682,859
営業利益又は営業損失（△）	△13,759,227	△15,748,574
経常利益又は経常損失（△）	△13,759,227	△15,748,574
当期純利益又は当期純損失（△）	△13,759,227	△15,748,574
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,169,712	△4,959,320
期首剰余金又は期首欠損金（△）	14,180,005	992,645
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,597,845	1,578,881
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	783,042	47,027
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	814,803	1,531,854
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	992,645	△11,375,490

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。 計算期間末日の取扱い 2020年11月28日が休日のため、計算期間末日を2020年11月30日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第13期 (2019年11月28日現在)	第14期 (2020年11月30日現在)
1 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	715,189,696円	701,628,364円
期中追加設定元本額	28,032,728円	15,251,075円
期中一部解約元本額	41,594,060円	103,108,462円
2 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	－円	11,375,490円
3 受益権の総数	701,628,364口	613,770,977口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第13期 自 2018年11月29日 至 2019年11月28日			第14期 自 2019年11月29日 至 2020年11月30日		
1 分配金の計算過程			1 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,808,986円	費用控除後の配当等収益額	A	2,229,621円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	16,411,477円	収益調整金額	C	15,598,617円
分配準備積立金額	D	49,641,101円	分配準備積立金額	D	51,660,785円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	76,861,564円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,489,023円

第13期 自 2018年11月29日 至 2019年11月28日			第14期 自 2019年11月29日 至 2020年11月30日		
当ファンドの期末残存口数	F	701,628,364口	当ファンドの期末残存口数	F	613,770,977口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,095円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,132円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	0円	収益分配金額	$I=F \times H/10,000$	0円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第13期 自 2018年11月29日 至 2019年11月28日	第14期 自 2019年11月29日 至 2020年11月30日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、投資証券であります。また当ファンドはデリバティブ取引である為替予約取引も行います。これらの金融商品及びデリバティブ取引は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、流動性リスク、信用リスク及びカントリーリスクに晒されています。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの投資リスク管理のため、運用管理委員会を設置し、パフォーマンス評価、運用リスク分析、運用ガイドラインチェック、その他運用リスクに関する事項につき審議します。これらの審議結果に基づき、運用関連部署に対し必要な勧告または是正を命じることにより、適切な管理を行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第13期 (2019年11月28日現在)	第14期 (2020年11月30日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	有価証券	有価証券

区分	第13期 (2019年11月28日現在)	第14期 (2020年11月30日現在)
	時価の算定方法は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引における契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

第13期(2019年11月28日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	2,975,234
合計	2,975,234

第14期(2020年11月30日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	15,805,094
合計	15,805,094

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

項目	第13期 (2019年11月28日現在)	第14期 (2020年11月30日現在)
1口当たり純資産額	1.0014円	0.9815円
(1万口当たり純資産額)	(10,014円)	(9,815円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	総口数（口）	評価金額	備考
投資証券	米ドル	テンプレート・グロース・ファン ド Advisor Class	31,938.872	740,981.83	
		テンプレート・グロース・ファン ド II	359,580.159	4,235,854.27	
		フランクリン・テンプレート・イ ンベストメント・ファンズ - テン プレート・グロース（ユーロ）・ ファンド I (Ydis) USD	39,424.14	751,424.10	
	米ドル 小計		430,943.171	5,728,260.20 (595,108,952)	
合計				595,108,952 (595,108,952)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 3銘柄	100.0%	100.0%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「テンプレトン・グロース・ファンド Advisor Class」（米国籍）、「フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ－テンプレトン・グロース（ユーロ）・ファンド I(Ydis)-USD」（ルクセンブルク籍）及び「テンプレトン・グロース・ファンドII」（ケイマン籍）の各外国投資証券を主要投資対象としております。投資対象ファンドの財務情報は以下の通りです。以下に記載した情報は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書又は半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋・要約したものです。

なお、以下に記載した情報は、当ファンドの監査の対象外です。

テンプレトン・グロース・ファンド（米国籍）

純資産額計算書

区分	2020年 8月31日現在
	金額（米ドル）
資産	
有価証券	9,442,544,812
預金	220,797
外貨預金	699,160,056
未収入金	1,151,169
未収配当金及び未収利息	21,410,452
その他資産	17,314,949
資産合計	10,181,802,235
負債	
未払金	65,524,471
未払解約金等	12,240,234
未払運用報酬等	5,831,170
未払費用及びその他負債	4,493,563
負債合計	88,089,438
純資産額	10,093,712,797

（注）「テンプレトン・グロース・ファンド」の計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（1口当たり純資産額）

	2020年 8月31日現在
Class A	\$21.17
Class C	\$20.71

Class R	\$20.93
Class R6	\$21.20
Advisor Class	\$21.24

フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ ― テンプルトン・グロース（ユーロ）・ファンド（ルクセンブルク籍）

純資産額計算書

区分	2020年 6月30日現在
	金額（EUR）
資産	
有価証券	5,239,260,606
預金	464,451,183
短期金融商品	388,698,524
未収入金	41,855,854
未収利息及び未収配当金	5,898,432
その他未収入金	6,754,466
資産合計	6,146,919,065
負債	
未払金	5,881,672
未払解約金等	3,503,117
未払運用報酬等	5,078,279
その他未払金	6,052,240
負債合計	20,515,308
純資産額	6,126,403,757

（注）「テンプレトン・グロース（ユーロ）・ファンド」の計算期間は、原則として毎年7月1日から翌年6月30日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（1口当たり純資産額）

	2020年 6月30日現在
A (acc) EUR	EUR 15.56
A (acc) USD	USD 17.49
A (Ydis) EUR	EUR 15.50
A (Ydis) USD	USD 17.37
B (Ydis) EUR	EUR 10.14
I (acc) EUR	EUR 18.25
I (Ydis) EUR	EUR 14.63
I (Ydis) USD	USD 16.56
N (acc) EUR	EUR 13.33
W (acc) EUR	EUR 8.96
W (acc) USD	USD 9.50
W (Ydis) EUR	EUR 8.62

テンプレートン・グロース・ファンドⅡ（ケイマン籍）

純資産額計算書

区分	2020年 8月31日現在
	金額（米ドル）
資産	
有価証券	4,044,478
預金	36,284
外貨預金	216,106
未収配当金	5,431
資産合計	4,302,299
負債	
未払金	32,545
未払運用報酬等	181
未払費用及びその他負債	21,064
負債合計	53,790
純資産額	4,248,509

（注）「テンプレートン・グロース・ファンドⅡ」の計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（1口当たり純資産額）

2020年 8月31日現在
\$11.02

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年11月30日現在です。

【テンプレートン・グローバル株式ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	607,241,584円
II 負債総額	4,846,097円
III 純資産総額（I－II）	602,395,487円
IV 発行済口数	613,770,977口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9815円

（参考）

投資対象ファンドの現況は以下の通りです。以下に記載した現況は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書又は半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋・要約したものであります。

テンプレートン・グロース・ファンド（米国籍）

（2020年 8月31日現在）

I 資産総額	\$ 10,181,802,235
II 負債総額	\$ 88,089,438
III 純資産総額（I－II）	\$ 10,093,712,797
Class A	\$ 8,191,332,515
Class C	\$ 125,500,180
Class R	\$ 56,912,314
Class R6	\$ 1,342,939,679
Advisor Class	\$ 377,028,109
IV 発行済口数	
Class A	386,915,485
Class C	6,059,360
Class R	2,719,424
Class R6	63,351,389
Advisor Class	17,754,631
V 1口当たり純資産額（III／IV）	
Class A	\$ 21.17
Class C	\$ 20.71
Class R	\$ 20.93
Class R6	\$ 21.20
Advisor Class	\$ 21.24

※「テンプレートン・グロース・ファンド」の計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

フランクリン・템플トン・인베스트먼트・펀즈 - 템플トン・グロース（ユーロ）・
 ファンド（ルクセンブルク籍）

（2020年 6月30日現在）

I 資産総額	EUR 6,146,919,065
II 負債総額	EUR 20,515,308
III 純資産総額（I－II）	EUR 6,126,403,757
IV 発行済口数	
A (acc) EUR	364,447,501.649
A (acc) USD	12,694,457.518
A (Ydis) EUR	13,472,125.551
A (Ydis) USD	1,273,471.259
B (Ydis) EUR	9,251.787
I (acc) EUR	525,926.780
I (Ydis) EUR	3,400.000
I (Ydis) USD	38,713.131
N (acc) EUR	1,554,579.947
W (acc) EUR	906.142
W (acc) USD	2,602.561
W (Ydis) EUR	6,219.779
V 1口当たり純資産額（III／IV）	
A (acc) EUR	EUR 15.56
A (acc) USD	USD 17.49
A (Ydis) EUR	EUR 15.50
A (Ydis) USD	USD 17.37
B (Ydis) EUR	EUR 10.14
I (acc) EUR	EUR 18.25
I (Ydis) EUR	EUR 14.63
I (Ydis) USD	USD 16.56
N (acc) EUR	EUR 13.33
W (acc) EUR	EUR 8.96
W (acc) USD	USD 9.50
W (Ydis) EUR	EUR 8.62

※「템플トン・グロース（ユーロ）・ファンド」の計算期間は、原則として毎年7月1日から翌年6月30日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

템플トン・グロース・ファンド II（ケイマン籍）

（2020年 8月31日現在）

I 資産総額	\$ 4,302,299
II 負債総額	\$ 53,790
III 純資産総額（I－II）	\$ 4,248,509
IV 発行済口数	385,432
V 1口当たり純資産額（III／IV）	\$ 11.02

※「템플トン・グロース・ファンド II」の計算期間は、原則として毎年9月1日から翌年8月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2021年4月1日現在（予定））

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 資本金の額 | : 1,000百万円 |
| ② 委託会社が発行する株式総数 | : 100,000株 |
| ③ 発行済株式総数 | : 78,270株 |
| ④ 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減 | : 該当事項はありません。 |

（2）委託会社の機構（2021年4月1日現在（予定））

① 経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。

また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

② 運用の意思決定機構

運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

委託会社は、2021年4月1日にフランクリン・テンプレート・インベストメント株式会社と合併し、商号をフランクリン・テンプレート・ジャパン株式会社に変更する予定です。

2020年12月末現在におけるレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	71	1,045,805
合計	71	1,045,805

（ご参考）

2020年12月末現在におけるフランクリン・テンプレート・インベストメント株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	6	34,377

単位型株式投資信託	2	6,284
合計	8	40,661

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表及び第23期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、2021年4月1日にフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併し、商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社に変更する予定です。

委託会社の財務諸表及び中間財務諸表に続き、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の第25期事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の財務諸表を参考資料として記載しております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第21期事業年度 (2019年3月31日)	第22期事業年度 (2020年3月31日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	880,774	1,725,429
前払費用	112,612	79,414
未収委託者報酬	583,757	547,446
未収運用受託報酬	2,378,281	1,524,149
その他未収収益	10,952	6,536
関係会社短期貸付金	200,000	-
未収入金	420	1,299
未収利息	294	5
未収還付法人税等	39,285	-
未収還付消費税等	115,535	-
流動資産計	4,321,915	3,884,280
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	134,951	96,383

器具備品	11,407	7,911
有形固定資産計	146,359	104,295
無形固定資産`		
ソフトウェア	11,063	5,561
無形固定資産計	11,063	5,561
投資その他の資産		
投資有価証券	114,674	113,682
長期差入保証金	64,577	47,234
前払年金費用	17,828	-
繰延税金資産	265,899	264,031
投資その他の資産計	462,979	424,948
固定資産計	620,402	534,804
資産合計	4,942,317	4,419,084

(単位：千円)

	第21期事業年度 (2019年3月31日)	第22期事業年度 (2020年3月31日)
負 債 の 部		
流動負債		
預り金	35,474	24,969
未払金	866,176	873,086
未払手数料	197,747	182,218
未払消費税等	-	110,220
その他未払金	668,429	580,647
未払費用	※2 1,766,612	※2 897,737
未払法人税等	-	128,914
前受金	54,948	55,809
流動負債計	2,723,212	1,980,516
固定負債		
退職給付引当金	63,388	114,484
役員退職慰労引当金	23,971	28,805
固定負債計	87,360	143,289
負債合計	2,810,573	2,123,805
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	881,744	1,045,279
利益剰余金計	905,338	1,068,873
株主資本合計	2,131,744	2,295,279

純資産合計	2,131,744	2,295,279
負債純資産合計	4,942,317	4,419,084

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第21期事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,884,041	11,301,219
運用受託報酬	3,387,425	2,646,802
その他営業収益	132,141	108,373
営業収益計	16,403,607	14,056,395
営業費用		
支払手数料	4,796,984	4,092,785
広告宣伝費	62,862	18,009
調査費	6,722,803	5,546,642
調査費	252,766	273,944
委託調査費	6,468,119	5,270,246
図書費	1,917	2,451
委託計算費	270,414	257,992
営業雑経費	192,063	180,565
通信費	40,437	34,601
印刷費	135,100	132,535
協会費	15,905	12,675
諸会費	620	753
営業費用計	12,045,128	10,095,995
一般管理費		
給料	1,900,569	1,809,981
役員報酬	127,113	124,873
給料・手当	1,191,407	1,187,559
賞与	582,049	497,547
交際費	29,370	13,281
旅費交通費	75,438	44,100
租税公課	45,641	45,151
不動産賃借料	254,640	254,898
退職給付費用	113,999	183,138
役員退職慰労引当金繰入額	19,515	4,833
固定資産減価償却費	37,658	35,442
業務委託費	241,636	244,940
諸経費	※1 563,754	※1 476,451
一般管理費計	3,282,224	3,112,220
営業利益	1,076,254	848,179

（単位：千円）

	第21期事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取利息	1,279	495
受取配当金	1,829	1,738
投資有価証券売却益	59	392
還付加算金	-	1,056
営業外収益計	3,167	3,682
営業外費用		
為替差損	6,527	74,846
営業外費用計	6,527	74,846
経常利益	1,072,894	777,015
特別損失		
固定資産除却損	-	14,174
特別損失計	-	14,174
税引前当期純利益	1,072,894	762,840
法人税、住民税及び事業税	385,547	297,438
法人税等調整額	16,916	1,868
法人税等合計	402,463	299,306
当期純利益	670,430	463,534

（３）【株主資本等変動計算書】

第21期事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	2,011,313	2,034,907	3,261,313	3,261,313
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△1,800,000	△1,800,000	△1,800,000	△1,800,000
当期純利益	-	-	-	670,430	670,430	670,430	670,430
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,129,569	△1,129,569	△1,129,569	△1,129,569
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	881,744	905,338	2,131,744	2,131,744

第22期事業年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）（単位：千円）

	株主資本	
--	------	--

	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	純資産 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	881,744	905,338	2,131,744	2,131,744
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△300,000	△300,000	△300,000	△300,000
当期純利益	-	-	-	463,534	463,534	463,534	463,534
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	163,534	163,534	163,534	163,534
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,045,279	1,068,873	2,295,279	2,295,279

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4年～8年 (2)無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。
---------------------------	---

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価額を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

第21期事業年度 (2019年3月31日)	第22期事業年度 (2020年3月31日)
※1 固定資産の減価償却累計額 建物 259,509千円 器具備品 198,385千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 267,952千円 器具備品 179,260千円
※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 15,145千円	※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 15,557千円

(損益計算書関係)

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
※1 関係会社との取引 諸経費 203,878千円	※1 関係会社との取引 諸経費 209,942千円

(株主資本等変動計算書関係)

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,300,000	16,609.1	2018年 3月31日	2018年 6月29日
2018年11月15日 取締役会	普通株式	500,000	6,388.1	2018年 9月30日	2018年 11月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	300,000	3,832.8	2019年 3月31日	2019年 6月27日

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	300,000	3,832.8	2019年 3月31日	2019年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	400,000	5,110.5	2020年 3月31日	2020年 6月26日

(リース取引関係)

第21期事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第22期事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
--	--

オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年以内 147,342千円	1年以内 151,060千円
1年超 36,835千円	1年超 647,276千円
合計 184,178千円	合計 798,337千円

(金融商品関係)

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。また、関係会社短期貸付金は親会社に対し貸付を行ったものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

関係会社短期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、財務部が貸付先の信用格付を定期的にモニタリングし、期日及び残高の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1) 現金及び預金	880,774	880,774	—
(2) 未収委託者報酬	583,757	583,757	—
(3) 未収運用受託報酬	2,378,281	2,378,281	—
(4) 関係会社短期貸付金	200,000	200,000	—
(5) 投資有価証券	105,388	105,388	—
資産計	4,148,201	4,148,201	—
(1) その他未払金	668,429	668,429	—
(2) 未払手数料	197,747	197,747	—
(3) 未払費用	1,766,612	1,766,612	—
負債計	2,632,788	2,632,788	—

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	880,774	—
未収委託者報酬	583,757	—
未収運用受託報酬	2,378,281	—
関係会社短期貸付金	200,000	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	63,388
合計	4,042,813	63,388

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,725,429	1,725,429	—
(2) 未収委託者報酬	547,446	547,446	—
(3) 未収運用受託報酬	1,524,149	1,524,149	—
(4) 投資有価証券	104,396	104,396	—
資産計	3,901,421	3,901,421	—
(1) その他未払金	580,647	580,647	—
(2) 未払手数料	182,218	182,218	—
(3) 未払費用	897,737	897,737	—
負債計	1,660,603	1,660,603	—

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,725,429	—
未収委託者報酬	547,446	—
未収運用受託報酬	1,524,149	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,401	61,995
合計	3,798,426	61,995

(有価証券関係)

第21期事業年度 (2019年3月31日)	第22期事業年度 (2020年3月31日)
--------------------------	--------------------------

1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 <table> <tr> <td>貸借対照表計上額</td><td>63,388千円</td></tr> <tr> <td>取得原価</td><td>63,388千円</td></tr> <tr> <td>差額</td><td>—</td></tr> </table> 投資信託受益証券 <table> <tr> <td>貸借対照表計上額</td><td>42,000千円</td></tr> <tr> <td>取得原価</td><td>42,000千円</td></tr> <tr> <td>差額</td><td>—</td></tr> </table> (注) 非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 <table> <tr> <td>売却額</td><td>4,000千円</td></tr> <tr> <td>売却益の合計額</td><td>64千円</td></tr> <tr> <td>売却損の合計額</td><td>5千円</td></tr> </table>	貸借対照表計上額	63,388千円	取得原価	63,388千円	差額	—	貸借対照表計上額	42,000千円	取得原価	42,000千円	差額	—	売却額	4,000千円	売却益の合計額	64千円	売却損の合計額	5千円	1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 <table> <tr> <td>貸借対照表計上額</td><td>63,396千円</td></tr> <tr> <td>取得原価</td><td>63,396千円</td></tr> <tr> <td>差額</td><td>—</td></tr> </table> 投資信託受益証券 <table> <tr> <td>貸借対照表計上額</td><td>41,000千円</td></tr> <tr> <td>取得原価</td><td>41,000千円</td></tr> <tr> <td>差額</td><td>—</td></tr> </table> (注) 同 左 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 <table> <tr> <td>売却額</td><td>3,000千円</td></tr> <tr> <td>売却益の合計額</td><td>397千円</td></tr> <tr> <td>売却損の合計額</td><td>5千円</td></tr> </table>	貸借対照表計上額	63,396千円	取得原価	63,396千円	差額	—	貸借対照表計上額	41,000千円	取得原価	41,000千円	差額	—	売却額	3,000千円	売却益の合計額	397千円	売却損の合計額	5千円
貸借対照表計上額	63,388千円																																				
取得原価	63,388千円																																				
差額	—																																				
貸借対照表計上額	42,000千円																																				
取得原価	42,000千円																																				
差額	—																																				
売却額	4,000千円																																				
売却益の合計額	64千円																																				
売却損の合計額	5千円																																				
貸借対照表計上額	63,396千円																																				
取得原価	63,396千円																																				
差額	—																																				
貸借対照表計上額	41,000千円																																				
取得原価	41,000千円																																				
差額	—																																				
売却額	3,000千円																																				
売却益の合計額	397千円																																				
売却損の合計額	5千円																																				

(退職給付関係)

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,380千円
退職給付費用	113,399千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	△7,035千円
制度への拠出金	△106,355千円
退職給付引当金の期末残高	63,388千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	995,061千円
年金資産	△1,012,889千円
	△17,828千円
非積立制度の退職給付債務	63,388千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,560千円

退職給付引当金	63,388千円
前払年金費用	△17,828千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,560千円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	113,399千円
----------------	-----------

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,388千円
退職給付費用	183,138千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	△17,828千円
制度への拠出金	△114,215千円
退職給付引当金の期末残高	114,484千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,098,142千円
年金資産	△1,047,055千円
	51,087千円
非積立制度の退職給付債務	63,396千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	114,484千円

退職給付引当金	114,484千円
前払年金費用	-千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	114,484千円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	183,138千円
----------------	-----------

（ストック・オプション等関係）

第21期事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第22期事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
--	--

1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 203,878千円 2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 209,942千円 2.ストック・オプション等の内容 同 左
--	--

(税効果会計関係)

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別内訳 千円 繰延税金資産 未払金 177,611 役員退職慰労引当金 7,340 退職給付引当金 19,409 未払費用 61,344 未払事業税 1,531 ストック・オプション費用 77,662 有価証券評価損 27,776 長期差入保証金 39,540 繰延税金資産小計 412,215 評価性引当額 △140,856 繰延税金資産合計 271,358 繰延税金負債 前払年金費用 △5,458 繰延税金負債合計 △5,458 繰延税金資産の純額 265,899 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別内訳 千円 繰延税金資産 未払金 152,349 役員退職慰労引当金 8,820 退職給付引当金 35,055 未払費用 67,805 未払事業税 9,502 ストック・オプション費用 73,056 有価証券評価損 27,776 長期差入保証金 48,464 繰延税金資産小計 422,829 評価性引当額 △158,798 繰延税金資産合計 264,031 繰延税金負債 前払年金費用 - 繰延税金負債合計 - 繰延税金資産の純額 264,031 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)		(%)
法定実効税率	30.6	法定実効税率	30.6
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入され ない項目	4.7	交際費等永久に損金に算入され ない項目	6.2
住民税均等割	0.2	住民税均等割	0.3
評価性引当金	2.7	評価性引当金	2.4
その他	<u>△0.8</u>	その他	<u>△0.2</u>
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	<u>37.3</u>	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	<u>39.2</u>

（資産除去債務関係）

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	101,623千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
その他増減額（△は減少）	<u>27,509千円</u>
期末における資産除去債務認識額	<u>129,132千円</u>

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	129,132千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
その他増減額（△は減少）	<u>17,363千円</u>
期末における資産除去債務認識額	<u>146,496千円</u>

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,884,041	3,387,425	132,141	16,403,607

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	5,338,096

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	11,301,219	2,646,802	108,373	14,056,395

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	4,026,379

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の 貸付 ストック・ オプション 費用の負担	資金の 貸付 (注1)	200,000	関係会社 短期 貸付金	200,000
							諸経費 の支払 (注4)	203,878	未払 費用	15,145

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	サービス 契約 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	87,307	未払 費用	8,449

同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（注6）	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	—	サービス契約	その他営業収益の受取（注3）	27,492	その他未収収益	2,275
						投資顧問契約	委託調査費の支払（注2）	490,082	未払費用	46,767
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注2）	1,155,615	未払費用	163,546
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任	委託調査費の支払（注2）	87	未払費用	8
						投資顧問契約 オフィスの賃借	不動産賃借料等の支払（注4）	6,689	-	-
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注2）	227,817	未払費用	18,743
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注2）	99,198	未払費用	11,935
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	役員の兼任	その他営業収益の受取（注3）	72,803	その他未収収益	5,481
						サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払（注2）	340,391	未払費用	25,104
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	—	サービス契約	調査費・諸経費等の支払（注4）	184,889	前払費用	13,394
									未払費用	17,575

同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	1,679,781	未払 費用	1,151,499
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	11,312	その他 未収 収益	748
							委託調査費 の支払 (注2)	2,384,090	未払 費用	178,125
同一の親会社を持つ会社	エントラスト パーマル リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	3,296	その他 未収 収益	822
同一の親会社を持つ会社	ロイス・アンド・アソシエイツ・エルピー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	3,747	未払 費用	2,607
同一の親会社を持つ会社	マーティン・カーリー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	スコットランド エディンバラ	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	16,849	その他 未収 収益	1,624

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注2）委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注3）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注4）諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注5）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注6）ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーは2018年5月にウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーへ商号変更しました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

レグ・メイソン・インク （ニューヨーク証券取引所に上場）

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の 貸付 ストック・ オプション 費用の負担	資金の 回収	200,000	-	-
							諸経費 の支払 (注3)	209,942	未払 費用	15,557

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	100,306	未払 費用	8,360
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ エルエルシー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	26,611	その他 未収 収益	2,178
							委託調査費 の支払 (注1)	564,387	未払 費用	45,992
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	992,694	未払 費用	127,796
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント (株)	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約 オフィスの賃借	委託調査費 の支払 (注1)	5,775	未払 費用	1,971
							不動産賃借 料等の支払 (注3)	6,491	-	-

同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	235,089	未払 費用	17,510
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	105,428	未払 費用	6,153
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	54,061	その他 未収 収益	2,416
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	327,702	未払 費用	25,159
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	—	サービス 契約	調査費・ 諸経費等 の支払 (注3)	175,934	前払 費用	14,702
									未払 費用	12,472
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	848,743	未払 費用	358,801
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	7,809	その他 未収 収益	393
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	1,989,021	未払 費用	122,390
同一の親会社を持つ会社	エントラスト パーマル リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	2,642	その他 未収 収益	561
同一の親会社を持つ会社	ロイス・アンド・アソシエイツ・エルピー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	101,097	未払 費用	5,508

同一の親会社を持つ会社	マーティン・カリー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	スコットランド エディンバラ	-	金融業	—	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	16,842	その他未取収益	985
-------------	---------------------------------	-------------------	---	-----	---	--------	--------------------	--------	---------	-----

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注3) 諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	27,235円78銭	1株当たり純資産額	29,325円14銭
1株当たり当期純利益金額	8,565円61銭	1株当たり当期純利益金額	5,922円24銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	670,430千円	当期純利益	463,534千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	670,430千円	普通株式に係る当期純利益	463,534千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第23期中間会計期間末 (2020年9月30日)	
資 産 の 部	
流動資産	
現金及び預金	1,242,231
前払費用	91,164
未収委託者報酬	547,994
未収運用受託報酬	1,137,384
その他未収収益	5,949
未収入金	440,444
流動資産計	3,465,169
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 86,054
器具備品	※1 29,256
有形固定資産計	115,311
無形固定資産	
ソフトウェア	5,153
無形固定資産計	5,153
投資その他の資産	
投資有価証券	72,107
長期差入保証金	24,520
前払年金費用	45,021
繰延税金資産	175,954
投資その他の資産計	317,603
固定資産計	438,068
資産合計	3,903,238

(単位：千円)

第23期中間会計期間末 (2020年9月30日)	
負 債 の 部	
流動負債	
関係会社短期借入金	1,200,000
預り金	46,383
未払金	365,637
未払手数料	177,434
未払消費税等	85,990
その他未払金	102,212
未払費用	533,647
未払法人税等	21,125
前受金	57,312
流動負債計	2,224,105
固定負債	

退職給付引当金	62,822
役員退職慰労引当金	38,419
その他固定負債	19,579
固定負債計	120,820
負債合計	2,344,926
純 資 産 の 部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
利益準備金	23,594
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	308,312
利益剰余金計	331,906
株主資本計	1,558,312
純資産合計	1,558,312
負債・純資産合計	3,903,238

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第23期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,495,418
運用受託報酬	1,144,942
その他営業収益	34,227
営業収益計	5,674,589
営業費用	4,027,157
一般管理費	※1 2,146,248
営業損失	498,816
営業外収益	
受取利息	10
為替差益	23,204
受取配当金	1,685
営業外収益計	24,901
営業外費用	
支払利息	570
投資有価証券売却損	4,710
営業外費用計	5,281
経常損失	479,197
特別利益	
親会社株式報酬受入金	227,370
特別利益計	227,370

特別損失

固定資産除却損	1,299
特別損失計	1,299
税引前中間純損失	253,125
法人税、住民税及び事業税	△4,235
法人税等調整額	88,076
法人税等合計	83,840
中間純損失	336,966

(3) 中間株主資本等変動計算書

第23期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,045,279	1,068,873	2,295,279	2,295,279
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△400,000	△400,000	△400,000	△400,000
中間純損失	-	-	-	△336,966	△336,966	△336,966	△336,966
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額 合計	-	-	-	△736,966	△736,966	△736,966	△736,966
当中間期末残高	1,000,000	226,405	23,594	308,312	331,906	1,558,312	1,558,312

重要な会計方針

項 目	第23期中間会計期間 （自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定） 時価のないもの 移動平均法による原価法

2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>12～18年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～8年</td></tr> </table> (2)無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	建物	12～18年	器具備品	4～8年
建物	12～18年				
器具備品	4～8年				
3.引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当中間会計期間末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。				
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。				
5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。				

(未適用の会計基準等)

第23期中間会計期間
(自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価額を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当中間財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第23期中間会計期間末 2020年9月30日	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	278,281千円
器具備品	173,567千円

（中間損益計算書関係）

第23期中間会計期間 （自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	12,599千円
無形固定資産	2,102千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第23期中間会計期間 （自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間増加 (株)	当中間会計期間減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	78,270	-	-	78,270
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	400,000	5,110.5	2020年 3月31日	2020年 6月26日

（リース取引関係）

第23期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	152,300千円
1年超	571,126千円
合計	723,426千円

（金融商品関係）

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2.参照）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,242,231	1,242,231	—
(2) 未収委託者報酬	547,994	547,994	—
(3) 未収運用受託報酬	1,137,384	1,137,384	—
(4) 未収入金	440,444	440,444	—
(5) 投資有価証券	62,822	62,822	—
資産計	3,430,877	3,430,877	—
(1) 未払手数料	177,434	177,434	—
(2) 未払費用	533,647	533,647	—
(3) 関係会社短期借入金	1,200,000	1,200,000	—
負債計	1,929,476	1,929,476	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託であります。時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿

価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用、(3) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末 2020年9月30日	
1. その他有価証券	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	
金銭信託	
中間貸借対照表計上額	62,822千円
取得原価	62,822千円
差額	—
非上場株式（中間貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。	

(ストック・オプション等関係)

第23期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名	
一般管理費	283,617千円
2. スtock・オプション等の内容	
当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	
なお、レグ・メイソン・インクがフランクリン・リソーシズ・インクに統合されたことに伴い、レグ・メイソン・インクの株式報酬プランが終了しております。上記1.の費用計上額には当該株式報酬プランの終了に伴って確定した株式報酬費用相当額が含まれております。	

（資産除去債務関係）

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間期首における資産除去債務認識額	146,496千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（△は減少）	- 千円
当中間会計期間末における資産除去債務認識額	146,496千円

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,495,418	1,144,942	34,227	5,674,589

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	1,447,451

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第23期中間会計期間（自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第23期中間会計期間
(自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)

1株当たり純資産額	19,909.44円
1株当たり中間純損失金額	4,305.18円

(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、1株当たり純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純損失	336,966千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	336,966千円
期中平均株式数	78,270株

(重要な後発事象)

フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社との企業結合

当社の親会社であるレグ・メイソン・インクは米国時間2020年7月31日付けで、フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社（以下「FTI」）の最終親会社であるフランクリン・リソーシズ・インクに統合されました。

これに伴い、当社はFTIとの間で統合・合併に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、2020年9月30日開催の取締役会においてFTIと合併契約を締結することを決議し、2020年10月8日付けで合併の効力発生日を2021年4月1日とする合併契約書を締結いたしました。

(1) 取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称：フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社

事業の内容：資産運用業務

2. 企業結合予定日

2021年4月1日

3. 企業結合の方法

当社を存続会社、FTIを消滅会社とする吸収合併

4. 企業結合後の名称

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

(参考) フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社の経理状況

※参考資料においてフランクリン・templton・インベストメンツ株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 委託会社であるフランクリン・templton・インベストメンツ株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年12月17日

フランクリン・テンプレート・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプレート・インベストメンツ株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプレート・インベストメンツ株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年10月8日開催の取締役会において、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社と合併契約を締結することを決議し、同日付で合併の効力発生日を2021年4月1日とする合併契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,269,311	1,045,422
前払費用	6,526	12,138
未収入金	125,711	102,827
未収委託者報酬	45,395	40,734
未収運用受託報酬	14,943	242,302
未収投資助言報酬	—	6,044
未収消費税等	* 3 3,217	—
その他流動資産	—	0
流動資産合計	1,465,104	1,449,471
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	65,596	100,886
器具備品	27,864	31,970
建設仮勘定	5,184	—
有形固定資産合計	* 1 98,645	* 1 132,857
無形固定資産		
ソフトウェア	—	424
無形固定資産合計	—	424
投資その他の資産		
繰延税金資産	43,199	46,838
長期差入保証金	65,707	97,388
その他	638	638
投資その他の資産合計	109,545	144,865
固定資産合計	208,191	278,147
資産合計	1,673,296	1,727,618

負債の部

流動負債			
預り金		2,304	1,403
未払収益分配金		1,209	1,373
未払手数料		31,456	27,624
その他未払金	* 2	121,208	* 2 404,914
未払費用		57,718	55,757
未払法人税等		13,071	9,928
未払消費税等		—	* 3 13,311
流動負債合計		226,968	514,312
固定負債			
資産除去債務		30,165	37,788
退職給付引当金		34,602	20,570
固定負債合計		64,768	58,358
負債合計		291,737	572,671
純資産の部			
株主資本			
資本金		490,000	490,000
資本剰余金			
資本準備金		57,958	57,958
その他資本剰余金		—	100,000
資本剰余金合計		57,958	157,958
利益剰余金			
利益準備金		—	40,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		833,600	466,989
利益剰余金合計		833,600	506,989
株主資本合計		1,381,558	1,154,947
純資産合計		1,381,558	1,154,947
負債純資産合計		1,673,296	1,727,618

（２）損益計算書

	(単位：千円)	
	第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	320,328	285,562
運用受託報酬	85,619	665,111
業務受託報酬	1,117,254	1,280,798
投資助言報酬	—	27,998
その他営業収益	121,635	105,240
営業収益計	1,644,838	2,364,711
営業費用		
支払手数料	322,231	828,722
広告宣伝費	1,797	3,397
公告費	2,406	590
調査費	45,720	71,524
図書費	305	476

委託計算費	11,624	11,501
通信費	5,524	5,871
印刷費	14,386	17,284
諸会費	1,628	1,590
販売促進費	4,960	50
営業費用計	410,587	941,009
一般管理費		
役員報酬	55,551	48,825
給料・手当	287,673	352,220
賞与	48,283	44,409
その他給与	14,292	16,326
法定福利費	34,729	40,407
退職給付費用	48,579	41,043
交際費	1,467	441
旅費交通費	1,374	1,516
租税公課	8,961	11,599
福利厚生費	1,535	1,345
事務委託費	491,018	555,900
不動産賃貸料	61,570	98,660
固定資産減価償却費	14,155	18,854
諸経費	105,591	115,951
一般管理費計	1,174,785	1,347,503
営業利益	59,466	76,197
営業外収益		
受取利息	2	8
営業外収益合計	2	5,962
営業外費用		
為替差損	1,326	—
その他	10	278
営業外費用合計	1,336	278
経常利益	58,131	81,881
特別損失		
固定資産除却損	— * 1	15,532
特別損失合計	—	15,532
税引前当期純利益	58,131	66,349
法人税、住民税及び事業税	20,247	13,000
過年度法人税等戻入額	△ 7,898	1,974
法人税等調整額	△ 1,942	11,573
法人税等合計	10,406	26,548
当期純利益	47,725	39,800

（３）株主資本等変動計算書

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

		株主資本							純資産 合計
		資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			

当期首残高	490,000	57,958	—	57,958		785,875	785,875	1,333,833	1,333,833
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	—		47,725	47,725	47,725	47,725
合併による増加									
剰余金の配当									0
当期変動額合計	—	—	—	—		47,725	47,725	47,725	47,725
当期末残高	490,000	57,958	—	57,958		833,600	833,600	1,381,558	1,381,558

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	資本金	株主資本							純資産 合計
		資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	490,000	57,958	—	57,958		833,600	833,600	1,381,558	1,381,558
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	—		39,800	39,800	39,800	39,800
合併による増加			100,000	100,000		33,587	33,587	133,587	133,587
剰余金の配当					40,000	△ 440,000	△ 400,000	△ 400,000	△ 400,000
当期変動額合計	—	—	100,000	100,000	40,000	△ 366,611	△ 326,611	△ 226,611	△ 226,611
当期末残高	490,000	57,958	100,000	157,958	40,000	466,989	506,989	1,154,947	1,154,947

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物付属設備 10年～18年 器具備品 3年～20年 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
2. 引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付見込額の当事業年度における負担額を計上しております。 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度における負担額を計上しております。
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物付属設備 43,367千円 器具備品 45,811千円	＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物付属設備 53,253千円 器具備品 50,690千円
＊2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動負債 その他未払金 20,674千円	＊2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動負債 その他未払金 18,136千円
＊3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未収消費税等」として表示しております。	＊3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（損益計算書関係）

第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
—	＊1 固定資産除却損には次のものがあります。 建物付属設備 8,361千円 器具備品 7,171千円 ＊2 営業外費用のその他には次のものがあります。 消費税等差損 278千円

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
--	-------------------	-------------------	-------------------	------------------

発行済株式				
普通株式	43,580	—	—	43,580
合計	43,580	—	—	43,580

（注）自己株式について、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	43,580	—	—	43,580
合計	43,580	—	—	43,580

（注）自己株式について、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

	株式の 種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年8月20日 臨時株主総会	普通株式	400	9,179	2019年9月30日	2020年8月20日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
1年内	64,018	94,856
1年超	309,335	363,488
合計	373,353	458,344

（金融商品関係）

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
(1) 現金・預金	1,269,311	1,269,311	-
(2) 未収入金	125,711	125,711	-
(3) 未収委託者報酬	45,395	45,395	-
(4) 未収運用受託報酬	14,943	14,943	-
(5) 長期差入保証金	65,707	67,582	1,874
資産計	1,521,068	1,522,943	1,874
負債			
(1) 未払手数料	31,456	31,456	-
(2) その他未払金	121,208	121,208	-
(3) 未払費用	57,718	57,718	-
負債計	210,382	210,382	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,269,311	-	-	-
未収入金	125,711	-	-	-
未収委託者報酬	45,395	-	-	-
未収運用受託報酬	14,943	-	-	-
長期差入保証金	-	-	65,707	-
合計	1,455,360	-	65,707	-

1. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
(1) 現金・預金	1,045,422	1,045,422	-
(2) 未収入金	102,827	102,827	-
(3) 未収委託者報酬	40,734	40,734	-
(4) 未収運用受託報酬	242,302	242,302	-
(5) 未収投資助言報酬	6,044	6,044	-
(6) 長期差入保証金	97,388	98,032	643
資産計	1,534,720	1,535,364	643
負債			
(1) 未払手数料	27,624	27,624	-
(2) その他未払金	404,914	404,914	-
(3) 未払費用	55,757	55,757	-
負債計	488,295	488,295	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬 (4) 未収運用受託報酬
及び (5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金及び (3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,045,422	-	-	-
未収入金	102,827	-	-	-
未収委託者報酬	40,734	-	-	-
未収運用受託報酬	242,302	-	-	-
未収投資助言報酬	6,044	-	-	-

長期差入保証金	-	-	97,388	-
合計	1,437,332	-	97,388	-

（有価証券関係）

第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（共通支配下の取引等の注記）

第25期会計期間 (2020年9月30日)
1. 取引の概要 (1) 結合当事企業の名称 (存続会社) フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社 (消滅会社) K2アドバイザーズ・ジャパン株式会社（以下「K2AJ」） (2) 企業結合日 2019年10月1日 (3) 企業結合の方法 当社を存続会社、K2AJを消滅会社とする吸収合併 (4) 企業結合後の名称 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社 2. 実施した会計処理の概要 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたしました。

（退職給付関係）

第24期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
--	--

1. 採用している退職給付制度の概要 当社は従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。 当事業年度より確定給付の制度として退職一時金制度を設けております。従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支払う場合があります。なお退職一時金制度は、簡便法により計上しております。当事業年度に計上されている割増退職金は、30百万円となります。 2. 確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>34,852 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△ 250 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>34,602 千円</td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>34,602 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金</td><td>34,602 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>34,602 千円</td></tr> </table> (3) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 34,852 千円 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、13,727千円であります。	退職給付引当金の期首残高	- 千円	退職給付費用	34,852 千円	退職給付の支払額	△ 250 千円	退職給付引当金の期末残高	34,602 千円	積立型制度の退職給付債務	- 千円	年金資産	- 千円	非積立型制度の退職給付債務	34,602 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	34,602 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,602 千円	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。 確定給付の制度として退職一時金制度を設けております。従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支払う場合があります。なお退職一時金制度は、簡便法により計上しております。当事業年度に計上されている割増退職金は、14百万円となります。 2. 確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>34,602 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>24,066 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△38,098 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>20,570 千円</td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>20,570 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金</td><td>20,570 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>20,570 千円</td></tr> </table> (3) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 24,066 千円 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,077千円であります。	退職給付引当金の期首残高	34,602 千円	退職給付費用	24,066 千円	退職給付の支払額	△38,098 千円	退職給付引当金の期末残高	20,570 千円	積立型制度の退職給付債務	- 千円	年金資産	- 千円	非積立型制度の退職給付債務	20,570 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	20,570 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,570 千円
退職給付引当金の期首残高	- 千円																																				
退職給付費用	34,852 千円																																				
退職給付の支払額	△ 250 千円																																				
退職給付引当金の期末残高	34,602 千円																																				
積立型制度の退職給付債務	- 千円																																				
年金資産	- 千円																																				
非積立型制度の退職給付債務	34,602 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	34,602 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,602 千円																																				
退職給付引当金の期首残高	34,602 千円																																				
退職給付費用	24,066 千円																																				
退職給付の支払額	△38,098 千円																																				
退職給付引当金の期末残高	20,570 千円																																				
積立型制度の退職給付債務	- 千円																																				
年金資産	- 千円																																				
非積立型制度の退職給付債務	20,570 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	20,570 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,570 千円																																				

(税効果関係)

第24期
(2019年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	889,108
未払金	16,733
未払費用	12,173
資産除去債務	9,134
未払事業税	2,836
その他	3,421
繰延税金資産小計	933,408
税務上の繰越欠損金に係る	
評価性引当額（注2）	△ 876,024
将来減産一時差異等の合計に	
係る評価性引当額	△ 9,134
評価性引当額小計（注1）	△ 885,159
繰延税金資産合計	48,249
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 5,049
繰延税金負債合計	△ 5,049
繰延税金資産の純額	43,199

(注)

1. 評価性引当額が239,557千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額が減少したことに伴うものであります。
2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計金額
税務上の繰越 欠損金(a)	247,416	268,890	268,061	104,739	-	889,108
評価性引当額	△ 234,333	△ 268,890	△ 268,061	△ 104,739	-	△ 876,024
繰延税金資産	13,083	-	-	-	-	(b) 13,083

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
評価性引当額	△ 22.51%
役員賞与等永久に損金に 算入されない項目	21.19%
住民税均等割	0.50%
過年度法人税等戻入額	△ 13.59%
その他	<u>1.68%</u>
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	17.90%

(税効果関係)

第25期
(2020年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

繰越欠損金	641,691
未払金	16,017
未払費用	10,713
資産除去債務	9,186
未払事業税	3,042
その他	4,810
繰延税金資産小計	685,462
税務上の繰越欠損金に係る	
評価性引当額（注2）	△624,961
将来減産一時差異等の合計に	
係る評価性引当額	△9,186
評価性引当額小計（注1）	△634,148
繰延税金資産合計	51,313

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△ 4,475
繰延税金負債合計	△ 4,475
繰延税金資産の純額	46,838

(注)

1. 評価性引当額が251,010千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額が減少したことに伴うものであります。
2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計金額
税務上の繰越 欠損金(a)	268,890	268,061	104,739	-	-	641,691
評価性引当額	△ 252,160	△ 268,061	△ 104,739	-	-	△ 624,961
繰延税金資産	16,729	-	-	-	-	(b) 16,729

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
評価性引当額	△ 25.21%
役員賞与等永久に損金に	
算入されない項目	17.41%
住民税均等割	0.44%
過年度法人税等戻入額	2.98%
その他	13.78%
税効果会計適用後の	
法人税等の負担率	40.01%

(資産除去債務関係)

第24期 (2019年9月30日)	第25期 (2020年9月30日)
----------------------	----------------------

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要 本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。	1. 当該資産除去債務の概要 本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
期首残高 29,831千円 時の経過による調整額 334千円 期末残高 30,165千円	期首残高 30,165千円 合併による増加額 7,285千円 時の経過による調整額 337千円 期末残高 37,788千円

（セグメント情報等）

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
405,948	1,073,910	162,179	2,799	1,644,838

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

②有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名または名称	営業収益
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	1,042,889

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
978,672	1,135,118	249,662	1,257	2,364,711

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

②有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名または名称	営業収益
フランクリン テンプルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	1,135,118

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（関連当事者）

第24期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	フランクリン リンカーン・サービス・インク	アメリカ合衆国デラウェア州	51,912千米ドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託関係	本部共通経費の支払	23,533	その他未払金	20,674

（注） 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンプルトン・カンパニーズ・エル・シー	アメリカ合衆国デラウェア州	0米ドル	一般業務委託請負会社	無し	業務委託関係	業務の受託 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託	153,229 491,018	未収入金 その他未払金	12,278 33,941

同一の親会社を持つ会社	フランクリン	ルクセンブルグ	4,042千ユーロ	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託	1,042,889	未収入金	81,303
	プルトンインターナショナルサービスS.A.R.L						業務の委託	55,829	その他未払金	5,090

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
- (2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- (3) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンプルトン ワールドワイド インク（非上場）

テンプルトン インターナショナル インク（非上場）

フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	フランクリン リソーシズ インク	アメリカ合衆国デラウェア州	49,511千米ドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託関係	本部共通経費の支払	21,698	その他未払金	18,136

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	フランクリン テンプルトンカンパニーズ エルエルシー	アメリカ合衆国デラウェア州	0米ドル	一般業務委託請負会社	無し	業務委託関係	業務の受託 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託	229,433 555,869	未収入金 その他未払金	17,199 46,838

同一の親会社を持つ会社	フランクリン テン プルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	ルクセンブルグ	4,127千ユーロ	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託 業務の委託	1,135,118 48,649	未収入金 その他未払金	83,945 4,079
同一の親会社を持つ会社	K2/D&S マネジメントカンパニーズ エルシー	アメリカ合衆国コネチカット州	0米ドル	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託 業務の委託	10,850 541,759	未収入金 その他未払金	679 269,165

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
- (2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- (3) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンプレトン ワールドワイド インク（非上場）

テンプレトン インターナショナル インク（非上場）

フランクリン・テンプレトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

第24期 （自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）		第25期 （自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）	
1株当たり純資産額	31,701.67円	1株当たり純資産額	26,501.77円
1株当たり当期純利益金額（注）	1,095.13円	1株当たり当期純利益金額（注）	913.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行がないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行がないため、記載していません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下の通りであります。

	第24期 （自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）	第25期 （自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）
当期純利益（千円）	47,725	39,800
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	47,725	39,800
期中平均株式数（株）	43,580	43,580

（重要な後発事象）**グループ会社との企業結合**

当社は、2020年10月8日開催の取締役会において、当社、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社およびレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社との合併契約を締結することを決議し、承認され、2020年10月8日付けで合併契約を締結いたしました。当該契約書に基づき、2021年4月1日付で両社は合併を予定しております。

(1) 取引の概要**1. 結合当事企業の名称及び事業内容**

結合当事企業の名称： レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「LMJ」）

事業の内容： 資産運用業務

2. 企業結合予定日

2021年4月1日

3. 企業結合の方法

当社を消滅会社、LMJを存続会社とする吸収合併

4. 企業結合後の名称

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

5. 企業結合の目的

この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティの高い顧客サービスの提供や、より幅広い運用戦略の中から顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそ

れのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更等

2021年4月1日にフランクリン・テンプレートン・インベストメンツ株式会社と合併し、商号をフランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社に変更する予定です。

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称	資本金の額 (2020年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2020年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (2020年9月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ② ファンドの基本的性格など
 - ③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - ⑤ 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - ⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - ⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① 当初元本額についての記載。
 - ② 基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
 - ③ 所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注

記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月13日

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているテンプルトン・グローバル株式ファンドの2019年11月29日から2020年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンプルトン・グローバル株式ファンドの2020年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンプレートン・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月7日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年9月30日開催の取締役会において、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併契約を締結することを決議し、2020年10月8日付で合併の効力発生日を2021年4月1日とする合併契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間

財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。